

第三期子ども・子育て支援事業計画 変更前後表

ページ・タイトル	
P. 65	
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
変更後	変更前
<p>(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p> <p>多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として保育を行います。本市においては、令和8年度から事業を実施予定です。<u>なお、実施にあたっては、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制を整備します。</u></p>	<p>(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p> <p>多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として保育を行います。本市においては、令和8年度から事業を実施予定です。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>